

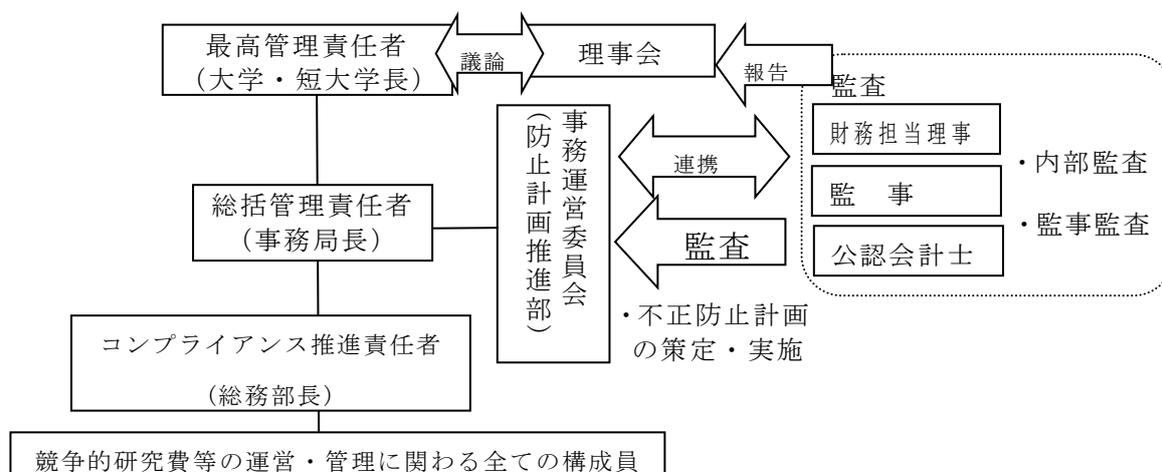
名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学 公的研究費補助金の管理・運営 に関する取扱要領

2007年11月30日理事会決定
2009年2月16日理事会決定
2016年11月21日理事会決定
2017年2月20日理事会決定
2022年5月25日理事会決定

名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学における公的研究費補助金（以下、「研究費等」という。）の取扱いは「名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学公的研究費補助金取扱規程」並びにその他関係法令に定めるもののほか、この要領に定める。

I 機関内の責任体制の明確化

管理監査の体制は次のとおりとする。



II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 ルールの明確化・統一化

- (1) 納品検査の実施を確実に行う。その事務は総務部総務課が行う。
なお、図書及び雑誌については、図書館発注担当者が行う。
- (2) 物品の購入は別紙図1のとおりとする。
- (3) 事務処理手続きに関する学内外の相談を受付ける相談窓口を設置する。相談窓口の事務は、教学部教務課がその業務を行う。
- (4) 特殊な役務や有形成果物に対する検収が必要な場合は、その都度、総括管理責任者の承認のもと、総務部総務課が検収計画を策定して確実に実行する。
- (5) 総括管理責任者は、ルールと運用の実態が乖離していないか、必要

に応じて見直しを行う。

(6) 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

2 競争的資金等の執行に関しての決裁

適正にかつ効率的な運営のため速やかに学長が予算執行決裁をする。

3 関係者の意識向上

(1) 不正使用防止し、適正化を図ること目的に、全ての研究者及び事務職員を対象として、毎年度研究倫理教育、説明会を開催する。全ての研究者及び事務職員は、これに参加する義務を負う。

(2) 全取引業者に対し、本学の調達制度を告知する。

4 調査及び懲戒に関する規程の整備運用の透明化

不正行為に対しては、就業規則第52条を適用して対応する。

III 研究費等の適正な運営・管理活動

(1) 研究費等の経理処理は、全て総務部経理課で所管する。

(2) アルバイト職員等の雇入れ手続きは総務部が行い、雇入れ通知時での注意喚起を行う。また、出勤簿の管理は、総務部で行う。

(3) 旅費については、科学研究費補助金等公的資金によるものは、全ての旅費を実費精算とする。

IV 不正防止対策

1 基本方針

研究費等の不正な、あるいは不適切な使用は、日常業務における適正な管理、業務遂行に当たっての緊密な協力、情報の公開と交流によって防止される。

2 内部監査の実施

(1) 適正な事務処理を行うために、財務担当理事、監事及び公認会計士と連携をはかり、照合確認等の内部監査（リスクアプローチ監査を含む）を年1回以上行うこととする。

(2) 内部監査部門は、防止計画推進部署（兼：事務運営委員会）と連携して、機関の実態に即して不正発生を分析する。

(3) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等を通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効果的・適正化を図る。

3 不正に対する通報

(1) 研究費等の不正の疑いを発見した者は、電話、FAX、電子メール、書面、面談等の方法により、不正が疑われる研究者等の不正の態様等を通報することができる。

(2) 前項に定める通報を受付ける窓口は総務部長とする。

4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- (1) 事務運営委員会は、防止計画推進部を兼ねる。
- (2) 統括管理責任者とともに防止計画推進部において、不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画)を策定・実施するとともに、実施状況を確認して、定期的に見直しを行う。
- (3) 防止計画推進部は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- (4) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- (5) 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (6) 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用して、定期的な点検し、必要な見直しを行う。

5 不正な取引に関与した業者への対応

不正な取引に関与した業者は、学校法人柳城学院との取引を停止する。

V その他

この取扱要領の運用について、必要な細則等を定めることができる。

(図1)

研究費等による物品購入手続きの流れ

